

特定第二種制度の特徴

～ 規制と保全活動～

特定第二種国内希少野生動植物種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（通称、種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の規制のうち、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等、陳列・広告が規制される制度です。

特定第二種国内希少野生動植物種に指定された場合には、インターネット上や個人間での販売・購入も含めた流通目的の捕獲等を規制することによって、野外から大量の絶滅危惧種が乱獲されて販売されることを防ぐことができます。

特定第二種国内希少野生動植物種に指定された野生動植物は、調査研究や環境教育等を目的とした捕獲等、譲渡し等は規制の対象外となります。この制度では、自然とのふれあいや関わりを維持しつつ、積極的な生息・生育地の保全活動を推進し、対象種を守ることが期待されます。こうしたことから、生息・生育地の環境が改善された際に速やかに個体数の回復が見込まれる両生類、淡水魚類、昆虫類などが代表的な指定対象として想定されます。

指定区分及び規制の概要

国内希少野生動植物種には、規制内容の異なる3つの区分があります。捕獲等、譲渡し等（いわゆる取引。あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる）、輸出入等が規制される「①国内希少野生動植物種」、商業的な繁殖技術が確立した種を、届出事業者が販売・譲渡する「②特定第一種国内希少野生動植物種」、販売・頒布を目的とした捕獲や譲渡し等が規制される「③特定第二種国内希少野生動植物種」です。

※このほか、ワシントン条約附属書I掲載種等に関する「国際希少野生動植物種」の制度があります。

▶各指定区分の捕獲等及び譲渡し等の規制概要は以下のとおりです。

指定区分	指定基準等	捕獲等		譲渡し等		陳列・広告 (販売・頒布目的)	輸出	輸入	指定種の例
		販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外				
①国内希少野生動植物種	絶滅のおそれの高い種のうち、その存続に支障をきたす事情がある種	×	× ^{※1}	×	× ^{※1}	×	× ^{※3}	○ ^{※4}	イリオモテヤマネコ、ミヤコタナゴ、ヤンバルテナゴコガネ等
②特定第一種国内希少野生動植物種	商業的な繁殖技術が確立されている種	×	× ^{※5}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○	○	レブンアツモリソウ、ナンパンカモメラン、アマミデンダ等
③特定第二種国内希少野生動植物種	流通等を目的とした捕獲等を規制することにより、種の保存が期待される種	×	○	×	○	×	× ^{※3}	○ ^{※2}	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ、カワシンジュガイ等

※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能です。

※2 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき承認を受ける必要があります。

※3 学術研究や繁殖等の目的で、環境大臣の認定を受けた場合は可能です。

※4 渡り鳥条約等に基づく指定種（トキ、タンチョウ、シマフクロウ等）の輸入時には証明書の添付が必要です。

※5 種の保存法第30条に基づく特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのための繁殖を目的として行う捕獲等で、環境大臣の許可を受けた場合には可能です。

※6 特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しを反復継続して行う場合は、特定国内種事業としてあらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければなりません。

指定されている種の一覧はこちらをご覧ください。



トウキョウサンショウウオ

© 自然環境研究センター



カワバタモロコ

© 高久宏佑



タガメ

© 自然環境研究センター

特定第二種国内希少野生動植物種の主な規制内容と罰則

【規制内容】

▶ 個体等（生死を問わない）は、販売や、有償・無償を問わず多数の人に渡すこと（頒布）、これらにつながる陳列・広告（インターネットやSNSを含む）、捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）が禁止されています。（※販売・頒布については、右のフロー図もご覧ください。）

▶ 個体の輸出等についても原則禁止されています。

【罰則】

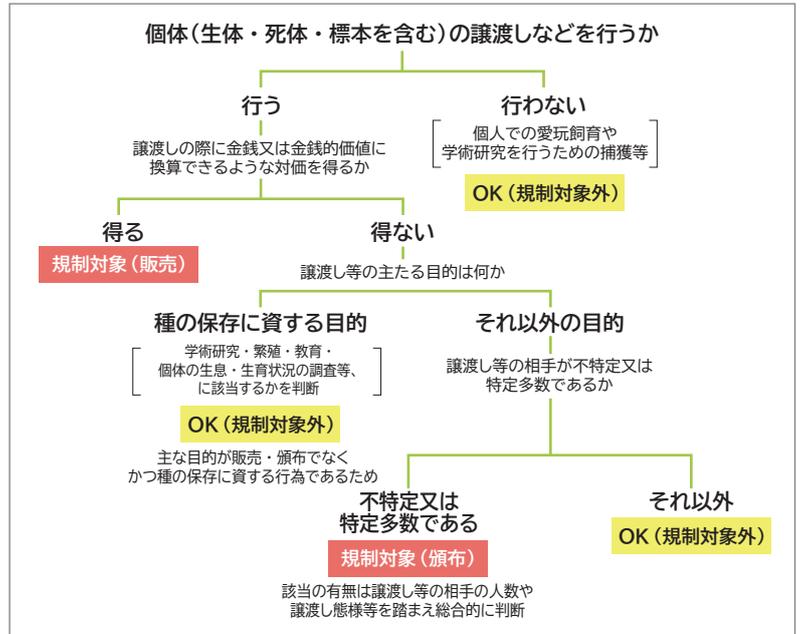
特定第二種国内希少野生動植物種を含めた国内希少野生動植物の捕獲等や譲渡し等の規制に違反した場合には、種の保存法の規定に基づき以下の罰則が適用されます。

▶ 個人の場合

5年以上の懲役もしくは
500万円以下の罰金
またはその両方

▶ 法人の場合

1億円以下の罰金



よくある御質問

Q 指定前から飼育していた個体も規制されますか。

A 規制されます。
指定前から飼育されていた個体やそれらから繁殖させた個体の販売・頒布も禁止されます。

Q 指定時に飼育していた個体はどのように扱えばよいですか。

A 指定前から飼育されていた個体の飼育を継続することは規制されません。野外に放出することなく、最後まで大切に飼育してください。

Q 指定種の卵も規制の対象ですか。

A 特定第二種国内希少野生動植物種の指定種のうち、両生類等の種の保存法施行令で定める一部の種については、卵や種子も規制の対象になります。

▶ 詳細は環境省ウェブサイトをご覧ください。

Q 指定種の標本も規制の対象ですか。

A 昆虫標本等の個体の全形を保った標本は種の保存法で定める「加工品」に該当しますので規制の対象です。例えば、タガメの標本を販売・頒布することはできません。

特定第二種国内希少野生動植物種の保全活動



© 自然環境研究センター

事例 1 トウキョウサンショウウオの保全 (東京都あきる野市)

本種は森林に接した止水水域で早春に繁殖するため、冬の間繁殖場所となる浅い池を整備して保全を図ります。



© 鈴木規慈

事例 2 カワバタモロコの保全 (滋賀県彦根市)

生息域外保全と生息域復元のために、(株)ブリチストーン彦根工場のビオトープで導入試験を実施しています。



© 大庭伸也

事例 3 タガメの保全 (兵庫県たつの市)

本種の安定的な産卵場所を増やすため、産卵の代替場所となる木の棒等を水田内に設置して保全を図ります。

皆様への お願い

- 特定第二種国内希少野生動植物種は絶滅危惧種です。むやみな捕獲はやめましょう。
- 捕獲・飼育した個体はみだりに別の場所に放すことなく、最後まで飼育し続けましょう。一度飼育した個体を野外に放すと、病気を持ち込んだり、遺伝子を攪乱して地域の生態系に悪影響を及ぼすことが知られていますので、放さないようにしましょう。
- 地域での保全の取組に参加してみましょう。